

**習志野市教育委員会会議録**  
(令和3年第10回定例会)

- |   |      |                                     |         |
|---|------|-------------------------------------|---------|
| 1 | 期 日  | 令和3年10月27日(水)                       |         |
|   |      | 市庁舎5階委員会室                           |         |
|   |      | 開会時刻                                | 午後1時30分 |
|   |      | 閉会時刻                                | 午後2時09分 |
|   |      |                                     |         |
| 2 | 出席委員 | 教 育 長                               | 小 熊 隆   |
|   |      | 委 員                                 | 古 本 敬 明 |
|   |      | 委 員                                 | 高 橋 浩 之 |
|   |      | 委 員                                 | 馬 場 祐 美 |
|   |      |                                     |         |
| 3 | 出席職員 | 学校教育部長                              | 遠 藤 良 宣 |
|   |      | 生涯学習部長                              | 塚 本 將 明 |
|   |      | 学校教育部参事                             | 小 平 修   |
|   |      | 学校教育部次長                             | 野 村 健 一 |
|   |      | 生涯学習部次長                             | 上 原 香   |
|   |      | 学校教育部副参事                            | 根 本 勇 一 |
|   |      | 学校教育部・生涯学習部副技監                      | 塩 川 潔   |
|   |      | 教育総務課長                              | 中 野 充   |
|   |      | 学校教育課長                              | 合 田 聖   |
|   |      | 指導課長                                | 本 間 美奈子 |
|   |      | 総合教育センター所長                          | 安 村 和 晃 |
|   |      | 生涯スポーツ課長                            | 三 橋 智   |
|   |      | 中央図書館長                              | 岡 野 重 吾 |
|   |      | 学校教育部主幹                             | 利根川 賢   |
|   |      | 学校教育部主幹                             | 忍 貴 弘   |
|   |      | 学校教育部主幹 <small>(習志野高等学校事務長)</small> | 佐久間 心 之 |
|   |      | 学校教育部主幹                             | 高 瀬 哲 介 |
|   |      | 学校教育部主幹                             | 齊 藤 洋 介 |
|   |      | 学校教育部主幹                             | 篠 宮 淳 一 |
|   |      | 学校教育部主幹                             | 永 田 容 子 |

## 4 議題

### 第1 前回会議録の承認

### 第2 報告事項

- (1) 令和3年習志野市議会第3回定例会一般質問等について
- (2) 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)

### 第3 議決事項

- 議案第28号 指定管理者の指定について(習志野市立東習志野図書館、習志野市立新習志野図書館及び習志野市立谷津図書館)
- 議案第29号 令和3年度教育費予算案(12月補正)について
- 議案第30号 令和3年度末及び令和4年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針の制定について
- 議案第31号 令和3年度末及び令和4年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針の制定について
- 議案第32号 令和3年度末及び令和4年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の制定について
- 議案第33号 建物の変更(用途廃止)について
- 議案第34号 習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 第4 協議事項

- 協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について

### 第5 その他

## 5 会議内容

小熊教育長が

令和3年習志野市教育委員会第10回定例会の開会を宣言

小熊教育長が

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出が2名からあり、傍聴券を交付した旨を報告した。  
また、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

会議規則第13条の規定により、報告事項(2)並びに議案第28号、議案第29号及び議案第34号を非公開とし、非公開部分の会議録については、議案が市長から市議会へ提出された後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

会議規則第8条及び第15条第2項の規定により、議案第30号ないし議案第32号を一括して担当者からの説明及び質疑を行うことについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

令和3年第9回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

#### 報告事項(1) 令和3年習志野市議会第3回定例会一般質問等について (教育総務課)

馬場委員

一般質問が行われた時期は、緊急事態宣言下で大変緊張した状況だったと思うが、現在感染状況が落ち着いたということと、緊急事態宣言が解除され、時短要請も終了したという緩和された状況の中で、大人も安心感が広がっているのではないかと思っている。ただ、感染がいつ大きくなるのかということについては、今後も予断を許さないという状況には変わりがないと思う。私が今改めて言うまでもないが、児童生徒の感染対策に関しては、引き続き今まで通りの指導をお願いしたい。

また、何人かの議員からタブレット端末の使用に関して、保護者の意見を聴いたり、アンケートはとらないのかという質問・要望があったと思うが、そのアンケートに関しては実施したのか、と質問

安村総合教育センター所長

アンケートについてはまだ実施していない。年度末に向けて準備をしているところである、と回答

馬場委員

親もそうだが、第一は児童生徒と教える側の先生の意見が大事になってくと思う。タブレット端末を使用し始めてから半年が経過し、色々と慣れ、最初の頃とは状況が変わっているかもしれない。年度末という話だったが、できれば早い段階、今の時点で一度意見を聴いても良いと思う。年度末でも良いが、タブレット端末を使用している人たちの意見をよく聴けるようなアンケートや調査をしていただきたい、と要望

高橋委員

資料3ページ目の5段目の谷岡議員の一般質問だが、オンライン学習を進めていく上で、家庭の負担は大きな問題だと思う。それに関しての「答弁要旨」、「今後の処理方針」において、「検証を進めていく」と記載されているが、その検証の具体的な中身や見通しについて教えていただきたい、と質問

合田学校教育課長

就学援助制度にオンライン学習通信費を加えることについての検証だが、今後、デジタル教科書やデジタル教材等をどのような形で導入していくことができるか、また、このオンライン学習通信費については、他市との状況等も併せて確認した上で検証を進めている。前向きに検証を進めていきたいと考えている、と回答

高橋委員

ぜひ進めていただきたい、と要望

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は終了した。

**議案第30号 令和3年度末及び令和4年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針の制定について** (学校教育課)

**議案第31号 令和3年度末及び令和4年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針の制定について** (学校教育課)

**議案第32号 令和3年度末及び令和4年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の制定について** (学校教育課)

篠宮学校教育部主幹

議案第30号「令和3年度末及び令和4年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針の制定について」、説明する。

昨年度と比較して大きな変更点はないが、「令和3年度末及び令和4年度における習志野市立小学校及び中学校教職員の人事異動方針」を参考に、幼稚園について、資料2ページ目の「習志野市立幼稚園教職員人事異動方針新旧対照表」に記載したとおり変更する。その他、一部文言修正があるが、内容の変更はない。「習志野市子ども・子育て支援事業計画」を念頭に置き、就学前の質の高い教育・保育が適切に行われるよう、一層の充実を図るための適材適所の人事配置を考えていく、と概要を説明

合田学校教育課長

議案第31号「令和3年度末及び令和4年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針の制定について」、議案第32号「令和3年度末及び令和4年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の制定について」、一括して説明する。

令和3年度末及び令和4年度における習志野市立小学校及び中学校教職員の人事異動については、千葉県教育委員会の人事異動方針に基づき、適正かつ円滑に実施していきたいと考えている。基本的に千葉県教育委員会の人事異動方針に則ったものとなっており、昨年度との変更箇所は、資料3ページ目の「令和3年度末及び令和4年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針の変更点」のとおりである。来年度より、豊富な経験や優れた組織マネジメント力を有する適任者を再任用校長として登用、配置する方針が打ち出された。これを受け、本市の人事異動方針においても、「第2 実施要項」の「11 再任用職員について」において、再任用校長についての記述を加えた。その他について変更点はない。

なお、資料4ページから6ページ目に、「千葉県教育委員会と習志野市教育委員会教職員人事異動方針対照表」、資料7ページから9ページ目に、千葉県教育委員会の「令和3年度末及び令和4年度公立学校職員人事異動方針」を添付している。

続いて、議案第32号である。令和3年度末及び令和4年度における習志野市立高等学校教職員の人事異動は、県立高等学校教員との人事交流を行っているため、千葉県教育委員会の人事異動方針に準じている。千葉県教育委員会の人事異動方針に合わせて、「第1 一般方針」の「4 組織的・機動的な体制づくりを推進し、働き方改革を核とする学校運営の充実・刷新を図るため、組織マネジメント力等を有する適任者を管理職等へ積極的に登用及び配置に努める。」において、「組織的・機動的な体制づくりを推進し、」という文言を加えた。また、「第2 実施要項」の「4 管理職への登用等について」、「5 主幹教諭の登用等について」、「8 新規採用職員について」においては、市立高校としての実態に合わせた記述とした。本市教育委員会としては、千葉県教育委員会と連携して人事異動を行っていききたいと考えている。なお、昨年度との変更箇所は、資料2ページ目の「令和3年度末及び令和4年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の変更点」のと

おりであり、基本的に千葉県教育委員会の人事異動方針に則ったものとなっている、と概要を説明

古本委員

校長先生の再任用は大きな変更点だと思う。何か目的があるのではないかと思うが、例えば、現在働き方改革によって、定年が60歳から65歳になろうとしている中で、校長先生たちにもそのようなことを考えているのか。おそらく千葉県教育委員会がやっていることは何か考えられていると思うので、今後どのような方向で考えているのかを教えてください、と質問

合田学校教育課長

千葉県の教職員の年齢層にもよるところであり、30代後半から40代の教員が非常に少なく、今後の管理職を担う先生方の配置について懸念されるところが多くある。教職員全体の若返りが進む中で、千葉県の学校教育を安定的に進めるため、校長としての豊富な経験や優れた組織マネジメント能力等を有する適任者を校長に再任用することが千葉県教育委員会の人事異動方針として挙がっている、と回答

古本委員

中堅の教職員が減ってきている中で、その部分の底上げをするという目的だと考えれば良いと理解した、と発言

高橋委員

議案第32号の資料2ページ目の「令和3年度末及び令和4年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の変更点」について、令和2年及び令和3年度の表の「第2 実施要項」の「4 管理職への登用等について」では、「管理職の希望による降任を認める。」と記載されている。それが令和3年度末及び令和4年度の表では、「管理職については、特に責任感と管理能力、識見、勤務実績をより一層重視して人格、力量ともに優れた人材の登用に努める。」と記載されており、随分と違う話になっているが、説明していただきたい、と質問

合田学校教育課長

千葉県教育委員会の人事異動方針に則っているが、習志野高校の実態に合わせて作成している。千葉県教育委員会の人事異動方針としては、管理職については、優れた人材の登用に努めていくということが多く記載されている。習志野高校に関しては、現在2人の教頭が配置されているが、降任よりも今後管理職に登用していくということを前面に出して、このような形に変えている、と回答

高橋委員

改正案は納得がいくものだと思うが、令和2年及び令和3年度には降任を認めるとしていたが、認めないことになったのか、と質問

合田学校教育課長

管理職の降任については制度としてあるため、認めないわけではない。人事異動方針として、「降任を認める」と入れていたが、積極的に管理職への登用を推進していく方向にシフトしている、と回答

高橋委員

管理職がかなり不足することなので、積極的に降任を認めるような状況ではないという理解でよろしいか、と質問

合田学校教育課長

認めないということはないが、降任ということは少なからず教頭もその職を遂行する上で、やりにくさを感じる部分があるかと思う。校長がサポートするということで、なるべく降任に持って行かないような形で進めていきたいところではある、と回答

小熊教育長

今の問題を千葉県教育委員会との人事交流の観点から補足して説明していただきたい、と発言

合田学校教育課長

習志野高校の人事だが、基本的に今いる教職員は、習志野市の高校なので習志野市の教職員ではあるが、県費の公立高校の教職員を割愛という形で、一度退職していただき、お借りしている状況である。そのような意味合いで、習志野高校で教職員として活躍した後、今度はまた県立高校に戻ることに前提としてあり、降任に関しては少し考えづらいところがある、と回答

小熊教育長

降任については習志野市教育委員会だけではなく、千葉県教育委員会ともしっかりと連携し、相談をしていかなければいけないという理解でよろしいか、と発言

合田学校教育課長

そのとおりである、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第30号、議案第31号、議案第32号は全員賛成で原案どおり可決された。

### 議案第33号 建物の変更(用途廃止)について

(社会教育課)

上原生涯学習部次長

議案第33号「建物の変更(用途廃止)について」、説明する。

資料1ページ目を御覧いただきたい。令和2年3月31日に閉館した旧習志野市立藤崎図書館について、備品廃棄等の整理及び跡地活用のための昇降機改修工事が完了したことから、その建物について、教育財産としての用途を廃止するものである。今後は市長事務局へ移管し、令和4年度から予定されている大久保小学校の建替工事に伴い、新校舎が完成するまでの間、児童会の運営場所として活用される。建物の内容は「2. 用途廃止する建物の内容」に記載のとおりである。教育財産としての廃止年月日については令和3年11月1日を予定している、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第33号は全員賛成で原案どおり可決された。

<報告事項(2)並びに議案第28号、議案第29号及び議案第34号については非公開。  
ただし、令和3年11月25日をもって市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。>

**報告事項(2) 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)**

(習志野高等学校)

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(2)は終了した。

**議案第28号 指定管理者の指定について(習志野市立東習志野図書館、習志野市立新習志野図書館及び習志野市立谷津図書館)**  
(社会教育課)

岡野中央図書館長

議案第28号「指定管理者の指定について(習志野市立東習志野図書館、習志野市立新習志野図書館及び習志野市立谷津図書館)」、説明する。

今回対象となる施設は、習志野市立東習志野図書館、習志野市立新習志野図書館及び習志野市立谷津図書館の3図書館である。指定管理者となる団体は株式会社図書館流通センターで、指定の期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間となる。提案理由は、3図書館の指定管理者を指定することについて、市長に申し入れるものである。

資料1ページ目を御覧いただきたい。「1. 指定管理者の概要」としては、株式会社図書館流通センターは図書館管理運営業務の受託及び代行業等の業務を行っており、全国の公共図書館で指定管理者や業務委託を受託している。本市においても今回対象となっている3図書館の指定管理者を平成24年4月から受託している。

次に、「2. 指定管理者選定の結果」だが、今回の公募における申請者は同者1者であった。事務局では平成27年度に実施した前回の公募の申請者が2者だったことから、今回の公募にあたってはより多くの事業者が参加できるよう募集期間の拡大、全国どこの事業者でも参加できるよう資格要件の緩和、手続きを簡易化するために応募説明会の参加を必須から自由にするなどの取り組みを進めたが、申請者数についてはこのような結果であった。選定理由については、図書館管理運営業務の受託等を目的とする事業者で、全国各地の図書館における指定管理者としての実績を活かした管理運営を期待できること、また、提案内容からは、研修体制の充実や資格取得のための支援制度により、専門的知識を持つ職員の確保・育成に努めていること、さらに、多様な利用者層を想定した広報や多彩な自主事業の展開を通じ、高いレベルでの図書館サービスの提供が見込まれること、以上の点から、本市が求める水準を十分に満たしていると判断し、指定管理者の候補者として選定したものである。

なお、今後の予定だが、本議案が可決された後、習志野市議会第4回定例会に指定管理者の指定について提案する。同議会において可決された後には、指定管理期間全体の業務の範囲やリスク分担等を定めた基本協定書を締結し、令和4年4月1日に当該年度の業務内容と指定管理を定めた年度協定書を締結し、同日より指定管理業務を開始する、と概要を説明

高橋委員

申請者が1者だったということはやはり気になるところである。申請を受け付ける上で、指定管理料次第で応募されると思うが、そういうものが提示された上で申請するものなのか、と質問

岡野中央図書館長

募集要項に本市における指定管理料の上限額を示し、その中で提案をいただくことになっている、と回答

古本委員

今の質問と少し被るが、1者しかないというのはやはりそれだけ魅力がないということなのか。当然、指定管理料を上げれば上げるだけ応募数は増えると思うが、市民のお金であるし、安いに越したことはないと思う。何か対策はあるのか。今回、株式会社図書館流通センターが申請しなかった場合、応募者がいないということになる。その辺りはどう考えたら良いのか、と質問

岡野中央図書館長

今回提案いただいたのは株式会社図書館流通センターのみだったが、その事前の応募説明会の段階では株式会社図書館流通センター以外にも1者の参加があった。その事業者にも、今回具体的な提案に至らなかった理由について伺ったところ、まず、会社としてマンパワーが足りないという説明をしていた。ちょうど緊急事態宣言発令中で、民間事業者は在宅ワークを行い、事務所は閉鎖した状況があったということで、今は新規の受託についてはゆとりがないという説明をさせていただいたところである。ただ、我々としても、事業者数が少ないということについては公正な募集、よりよいサービスの提案を求めるといふ点では問題だと思っている。次回の更新に向けて、習志野市の募集に何か提案しづらいことがある、あるいはなかなか手を挙げられない、そういったことについての意見を伺い、改善できるところは改善していきたい、と回答

古本委員

ある程度、健全な競争があった方が質を担保できると思うので、提示する方もある程度の競争ができるような状況を作ってあげたほうが良いと思う、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第28号は全員賛成で原案どおり可決された。

## 議案第29号 令和3年度教育費予算案(12月補正)について

(教育総務課)

中野教育総務課長

議案第29号「令和3年度教育費予算案(12月補正)について」、説明する。

「令和3年度教育費予算案(12月補正)説明書」を御覧いただきたい。「(1)歳出概要及び財源内訳」だが、今回は3つの項目がある。「No. 1 小学校運営費」、「No. 2 中学校運営費」については同様の内容である。小・中学校では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、夏でもエアコンをつけながら換気も行っていたため、電気やガスの使用が多くなったこと、また、昨今ガス代等の値上がりもニュースであるが、そのような単価の引き上げ等もあり、予算の不足が見込まれることから、光熱水費の増額について補正予算を計上するものである。また、「No. 3 新型コロナウイルス感染症学校衛生管理事業」だが、現在、各学校においては消毒液等の消耗品などについて、学校で自由に使える予算を計上しているが、国の方からさらに補助金を増額されたことから、同様の趣旨でもって学校に配当する予算を計上している。また、「事業概要等」に記載されている「負担金補助及び交付金」だが、修学旅行の延期等に伴う費用については、保護者の負担ではなく、公費での負担にするために計上した。

次に、「(2)債務負担行為」だが、先ほど議決いただいた習志野市立東習志野図書館、習志野市立新習志野図書館及び習志野市立谷津図書館の指定管理料について、5年間の債務負担行為として予算を計上するものである、と概要を説明



小熊教育長

修学旅行の実施状況について、小学校・中学校・高等学校においてどのような状況で行われているのか、また行われる予定なのか、補足して説明していただきたい、と発言

本間指導課長

現在のところ、小学校では2校、中学校では3校が修学旅行を実施している。これらについては、宿泊学習である。その他の学校については、指導課としては本年度の行事は中止しないこと、日程等を変更する場合については、実施日、日程、旅行先を保護者に丁寧に説明を行うことということで指導している。小学校については11、12月に修学旅行を実施するところがある。うち1校は日帰りで行く予定となっている。中学校については残り4校だが、今の時点では当初予定していた京都・奈良から場所を変え、3月に日帰りで行う予定となっている、と回答

合田学校教育課長

習志野高校については、11月に大阪・兵庫方面へ2泊3日で修学旅行を実施することになっている、と回答

小熊教育長

宿泊する学校と日帰りの学校が混在しているということに関しては教育委員会としては考えていかなければいけない内容だと捉えている。どちらにしても、しっかりと保護者に納得していただく説明をするということで進めているところである、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第29号は全員賛成で原案どおり可決された。

#### **議案第34号 習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について** (生涯スポーツ課)

三橋生涯スポーツ課長

議案第34号「習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、説明する。

資料1ページ目を御覧いただきたい。老朽化により秋津野球場の照明塔を撤去することに伴い、秋津野球場の使用時間のうち、終了時間を午後9時までとしているところを午後6時までに変更するとともに、照明設備使用料の欄の削除を行おうとするものである。なお、施行日については公布の日からとする、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第34号は全員賛成で原案どおり可決された。

小熊教育長が

令和3年習志野市教育委員会第10回定例会の閉会を宣言